

第4章 方法書についての意見と事業者の見解

4-1 住民等からの意見及び事業者の見解

方法書についての市民等からの意見及び事業者の見解を表4-1-1に示す。

表4-1-1 住民等からの意見及び事業者の見解

分類	意見内容	事業者の見解
総括的 事項	<p>石ころ、岩石、以外は殆ど再資源化する技術があります。油化、ガス化、燃料化、肥料化、建築素材化、砂漠の緑地化技術、などに転換できます。</p> <p>問題は 行政の担当者トップから現場担当者迄、いつも情報を仕入れる努力、聴く耳に、などの姿勢が重要です。</p>	<p>再資源化のための技術には様々な種類があり、廃棄物処理にも、それらの技術の一部を利用しています。</p> <p>ご指摘につきましては、貴重なご意見として承ります。</p>

4-2 市長意見及び事業者の見解

方法書についての市長からの意見及び事業者の見解を表4-2-1、表4-2-2に示す。

表4-2-1 市長からの意見及び事業者の見解

分類	意見内容	事業者の見解
1 施設の存在及び供用について	(1)大気質について、事業予定地の地形及び住居位置を考慮し、過小評価とならないような予測、評価を行うこと。	本書の「第7章 調査、予測及び評価の結果」に記載のとおり、大気質(p7-1-1-59)及び悪臭(p7-1-5-11)については、地形や高濃度が生じる条件を考慮した短期濃度予測を行い、その予測結果により評価を行いました。
	(2)悪臭について、事業予定地の地形及び住居位置を考慮するとともに、現工場などの調査結果をふまえ、過小評価とならないような予測、評価を行うこと。	本書の「第7章 調査、予測及び評価の結果」に記載のとおり(p7-1-5-1)、事業予定地及びその周辺の地形、住居位置、現工場の調査結果を踏まえて予測、評価を行いました。
	(3)景観について、煙突の圧迫感の予測・評価方法は形態率による予測、評価だけでなく、垂直見込み角による予測、評価も行うこと。 また、煙突の色及び形状の評価を実施すること。	本書の「第7章 調査、予測及び評価の結果」に記載のとおり(p7-3-1-13)、形態率及び垂直見込み角による予測、評価を行いました。また、フォトモンタージュにより、煙突の色及び形状の評価を行いました。
2 工事の実施について	(1)動植物及び生態系について、「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」を影響要因の区分として選択すること。	本書の「第5章 環境影響評価の項目」に記載のとおり(p7-2-1-1)、動植物及び生態系について、「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」を影響要因の区分として選択し、環境影響評価を行いました。
	(2)動植物及び生態系について、影響が大きいと判断した場合の対応として、単なる工事時期の変更や工事規模の任意の縮小ではなく、変更した場合の影響についても予測評価をすること。	動植物及び生態系について環境影響評価を行った結果、全ての環境影響要因について影響は小さいと判断しました。従って、工事時期の変更や工事規模の縮小等の環境保全措置を行った場合の予測、評価は行いませんでした。
	(3)動植物及び生態系について、現地調査で希少猛禽類の生息が確認された場合は、調査範囲を境界から200mの範囲に限定せず、営巣地の特定と「工事の実施」による影響の緩和措置を検討すること。 天然記念物クマガラについても、現地調査で繁殖行動が観察された際には、騒音の発生に十分に配慮すること。	現地調査でハイタカ、オジロワシが確認されたため、広域に調査を実施しましたが、営巣地は確認されませんでした。 天然記念物クマガラについては、採餌行動は確認されましたが、繁殖行動は確認されませんでした。

表4-2-2 市長からの意見及び事業者の見解

分類	意見内容	事業者の見解
3 その他	(1)今後の札幌市のごみ減量施策と資源化施策（例えば生ごみ資源化など）の推進、札幌市南部地域の将来の人口動態評価を確実にを行うことにより、適切な規模の焼却能力を予測・検討し、焼却炉の設置に伴う環境影響のさらなる低減を行なうこと。	本市では、平成30年3月に「新スリムシティさっぽろ計画」を策定し、政令市で最も少ないごみ排出量となることを目指しています。 本施設の焼却処理能力については、3工場(発寒、白石、駒岡)による安定的な処理体制を確保するために、新スリムシティさっぽろ計画に基づく将来のごみ量に対して必要な焼却能力及び他工場の処理能力の低下等を踏まえて600t/日に設定しています。
	(2)動植物及び生態系の参照資料に札幌市版レッドリストを追加すること。	動植物及び生態系の重要な種の選定基準に「札幌市版レッドリスト2016」を追加しました。
	(3)人と自然との触れ合いの活動の場について、本事業における環境影響評価の項目としての必要性を再検討すること。	本事業は現駒岡清掃工場の更新事業であり、人と自然との触れ合いの活動の場に大きな影響を及ぼすことは想定されませんが、万全を期するために環境影響評価項目として選定しました。